

北本市電気自動車等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、電気自動車等の購入を促進することにより、自動車から排出される温室効果ガスを削減することを目的として、電気自動車等を購入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しない4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受ける同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、自動車検査証に燃料が電気であることが記載されるものをいう。
- (2) 燃料電池自動車 4輪以上の検査済自動車であって、自動車検査証に燃料電池車であることが記載されるものをいう。
- (3) 電気自動車等 電気自動車及び燃料電池自動車をいう。
- (4) 新車 未使用の電気自動車等であって、法第7条に規定する新規登録を受けることとなるもの又は法第59条第1項に規定する新規検査を初めて受けることとなるもの（軽自動車に限る。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する個人であって、本市の市税を滞納していない者とする。

(補助対象車両)

第4条 補助の対象となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新車の電気自動車等であること。
- (2) 第7条の規定による申請をする日の属する年度の4月1日以後に購入したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる車両は補助の対象としない。

(1) 補助対象者の事業の用に供することを目的として購入がされるもの

(2) リース契約（利用者が使用を希望する新車を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、利用者が当該購入費用等を当該使用の対価として当該事業者を支払う契約をいう。）により使用されるもの

3 補助の対象となる補助対象車両の台数は1世帯につき1年度に1台までとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象車両の購入に要する費用（当該補助対象車両の車両本体に係るものに限る。）（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は補助対象経費の額とする。ただし、次の各号に掲げる電気自動車等ごとにそれぞれ当該各号に定める金額を超えるときは、当該金額とする。

- (1) 電気自動車 50,000円
- (2) 燃料電池自動車 50,000円

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、北本市電気自動車等購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象車両を購入した日の属する年度の3月20日までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 領収書及び内訳書（車両本体価格、オプション価格等が分かる書類）の写し
- (2) 自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証にあっては、

自動車検査証記録事項（法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。）が記載された書面）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、当該補助金の予算の範囲を超えることとなる日に受け付けた申請のうちその内容を適当と認めるものについて抽選を行い、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。この場合において、同日後の申請は、これを受け付けないものとする。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、北本市電気自動車等購入費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又はその内容を変更することができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該部分に係る補助金の返還を命ずることができる。

（財産の処分の制限）

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助対象車両に係る自動車検査証が交付された日から3年を経過するまでの間において補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定め

る。

附 則

この告示は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。